

事業所の
皆さんへ

—徳島市からのお知らせとお願いです—

事業系ごみの正しい処理と 減量・リサイクルにご協力を



キャラクター紹介「ごみゼロん！」

徳島市のごみ減量マスコットキャラクターとして誕生。徳島市のごみを減らすために広報誌やパンフレットで活躍しています。体はゴミ袋でできていて、ゴミを入れることができます。また、両手で大きくゼロという数字を形作っています。これは、徳島市のごみをゼロにしたいというごみゼロん！の気持ちを表しています。



ごみゼロん！

徳島市

事業系ごみの正しい処理と減量・リサイクルにご協力を

はじめに

事業活動により発生した「事業系ごみ」は、法律に基づき事業者自らの責任と負担によって適正に処理していただく必要があります。

このパンフレットは、主に事業系一般廃棄物の適正な処理方法について整理しています。事業所の皆さんには、このパンフレットをよくお読みになり、ごみの適正な処理と減量・リサイクルにご協力をお願いいたします。

また徳島市では、本市が許可した一般廃棄物収集運搬業者や事業者自らが本市の処理施設にごみを搬入する際に納めていただくごみ処理手数料を平成26年4月より改定いたします。ごみの減量化と受益者負担の適正化を図るため改定するもので、事業者の皆さんには費用負担についてご理解・ご協力をお願いいたします。

平成26年4月

目次

事業系ごみの出し方について	P 1
事業系一般廃棄物を正しく分別する	P 2
許可業者に収集・運搬を委託する	P 3
自分で市の処理施設に運ぶ	P 4
ごみ処理手数料の改定について	P 4
ごみの減量とリサイクルにご協力を	P 5
・リデュース	P 6
・リユース	P 7
・リサイクル	P 7～11
搬入場所と連絡先	P 12

事業系ごみの出し方について

事業系ごみとは

一般家庭から出されるごみと区別して、会社やお店などから出る事業活動に伴って生じた廃棄物(ごみ)のことを事業系ごみといいます。

なお、事業活動とは店舗、事務所、工場などの営利を目的としたものだけでなく、病院、学校、官公署などの公共サービス等を行っている事業も含まれます。また個人事業主の方なども対象になります。

下記フロー図を参考に事業系ごみの適正処理をお願いします



事業系一般廃棄物を正しく分別する

事業系一般廃棄物は下記のとおり分別してください

事業系一般廃棄物

燃やせるごみ



食品の食べ残し

・生ごみは水切りをしっかりと行ってください。

詳しくは11ページへ



木、草

・一般廃棄物再生利用業指定業者でリサイクルしています。

詳しくは11ページへ



リサイクルできない紙類

・ビニールコート紙や写真、感熱紙など

詳しくは10ページへ

自己搬入する場合は**東部環境事業所**もしくは**西部環境事業所**へ

詳しくは4ページへ

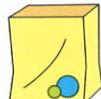
リサイクルできる紙類



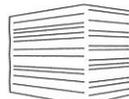
雑誌



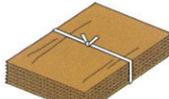
新聞紙



雑がみ



コピー用紙



ダンボール



シュレッダー紙

・市ごみ処理施設へは搬入できません。
・詳しい分別方法は10ページへ

自己搬入する場合は**市内の古紙業者**へ

詳しくは8ページへ

缶・びん・ペットボトル



缶・びん・ペットボトル

・従業員の飲食に伴うものに限る。

自己搬入する場合は**中間処理場**へ

詳しくは4ページへ

粗大ごみ (木製のものに限る)



粗大ごみ(木製に限る)

・木製以外のものは産業廃棄物となります。

自己搬入する場合は**中間処理場**へ

詳しくは4ページへ

分別したら、①許可業者に収集運搬を委託する → 3 ページへ
または、②自分で市の処理施設へ運ぶ → 4 ページへ

産業廃棄物については、市で収集も処分もできません

産業廃棄物

種類	内容	種類	内容
燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰	がれき類	工作物の除去等によって生ずるコンクリート破片、レンガ
汚泥	排水処理の余剰汚泥、製造工程から出た汚泥	ばいじん	集じん施設によって集められた灰
廃油	動植物油、鉱物性油、廃溶剤、洗浄用油、潤滑油	紙くず	建設業、パルプ製造業、紙製造業、製本業等から出る紙くず
廃酸	硫酸、塩酸等の酸性廃液	木くず	建設業、パルプ製造業、木製品製造業等から出る木くず
廃アルカリ	ソーダ液、写真現像液等のアルカリ性廃液	繊維くず	建設業、繊維工業から出る天然繊維くず
廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成ゴムくず、合成繊維くず	動植物性残渣	食品製造業等から出る魚・獣のあらの動物又は植物の固形不要物
ゴムくず	天然ゴムくず	動物系固形不要物	と畜場・食鳥処理場から出る骨・肉等の固形不要物
金属くず	鉄鋼、非鉄金属の研磨くず、切削くず	家畜糞尿	畜産農業から出る動物の糞尿
ガラス及び陶磁器くず	ガラスくず、陶磁器くず	家畜死体	畜産農業から出る動物の死体
鉱さい	高炉、電気炉等の残、不良鉱石	その他	上記のものを処分するために処理したものでこれらに該当しないもの

業種が特定されるもの

産業廃棄物の処理や産業廃棄物処理業者についてのお問い合わせは

徳島県環境整備課 ☎ 621-2278 (処理に関すること) ☎ 621-2269 (処理業者に関すること)

許可業者に収集・運搬を委託する

事業系一般廃棄物は一般廃棄物収集運搬許可業者（下表）に委託してください。料金や収集回数、収集時間、分別方法等は、各許可業者に確認してください。

※産業廃棄物は産業廃棄物収集運搬許可業者に委託してください。
（徳島県環境整備課 TEL 088-621-2269 までお問い合わせください。）

一般廃棄物収集運搬許可業者一覧

(50音順)

業者名	電話	備考	業者名	電話	備考
アットワンス(株)	631-4652		(有)みどり清掃	632-9288	
(株)三幸クリーン サービスセンター	0120-538-352		宮田クリーン	631-3877	
太陽清掃	664-1628		(有)山岡清掃社	632-3049	
(有)堤商店	080-0200-1841		(株)ヤングクリーン	0120-56-4008	
(有)南海クリーン	668-0044		ワコウクリーンサービス(株)	626-2639	
林清掃クリーンサービス	632-2010		サカエ清掃	652-0113	地区限定
(株)毎日クリーン	652-3695		(有)徳島清掃管理センター	628-2254	地区限定

一般廃棄物収集運搬許可業者とは

一般廃棄物を収集・運搬することを市が許可している業者です。許可業者以外が一般廃棄物を収集・運搬することは法律で禁じられています。

許可業者への委託は有料です

許可業者に事業系ごみの収集・運搬を委託する場合は、許可業者と契約し、収集を依頼してください。その際に係る料金は、収集・運搬費用とごみ処理手数料を合わせたものです。詳しい料金については、契約する許可業者へお問い合わせください。



事業所から出るごみは、自ら処理をする責任があります

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」（法第3条）と規定されており、事業系ごみは、それを排出した事業者が責任を持って処理する必要があります。また、事業者は、リサイクル等を行うことにより、廃棄物の減量に努めることが求められています。



自分で市の処理施設に運ぶ

事業系一般廃棄物を自分で運搬して、市の処理施設に搬入することができます

燃やせるごみ	処 理 施設 名	東部環境事業所 徳島市論田町元開43-1 ☎662-0941 西部環境事業所 徳島市国府町北岩延字桑添18-1 ☎642-8402	処理料金 (100kgまで) 1,200円 (100kgを超える場合) 1,200円に100kgを 超える部分につき 10kgまでを増すご とに120円 を加算 した額
	持込時間	月～金 午前8:30～午後4:00 (祝日及び年末年始を除く)	
缶・びん・ ペットボトル 粗大ゴミ (木製に限る)	処 理 施設 名	(株)三紅 徳島市飯谷町高良26-20 ☎645-2198 (株)三幸クリーンサービスセンター 徳島市丈六町山根30 ☎645-1966	
	持込時間	月～金 午前8:30～午後3:00 (祝日及び年末年始を除く)	

※リサイクルできる紙類については8ページをご覧ください。

※処理料金 (平成26年4月1日以降適用)

ごみ処理手数料の改定について

徳島市では、このたび、本市が許可した一般廃棄物収集運搬業者や、事業者自らが本市の処理施設にごみを搬入する際に納めていただくごみ処理手数料を平成26年4月1日より改定します。事業者の皆様には費用負担についてご理解、ご協力をお願いいたします。

処理手数料は、本市の処理施設等でごみを処理(焼却、破碎、埋立など)する費用です。この費用(ごみ処理原価)と、現在いただいております処理手数料の額に差があることなどから、受益者負担の原則などに基き、適切な処理手数料額に改定するものです。

また、燃やせるごみの中には、リサイクルが可能な紙類が多量に含まれていることから、さらなるごみの減量化を図るため、紙類の排出の抑制とリサイクルの推進について、排出事業者の皆様にも、より一層のご協力をお願いするものです。

○収集、運搬及び処分をする場合

	現行(税込)	改定後(税込)
10キログラム又は0.02立方メートルまで ごとにつき	247円	267円

○処分のみをする場合

ごみ処理手数料		現行(税込)	改定後(税込)
計量 できる 場合	0.35tまで	3,500円	(100kgまで) 1,200円 (100kgを超える場合) 1,200円に100kgを超える部分 につき 10kgまでを増すご とに120円 を加算した額
	0.35t～0.5tまで	5,000円	
	0.5t～1.0tまで	10,000円	
	1.0tを超える場合	10,000円に1.0t増す ごとに10,000円を加算 した額	
計量 できない 場合	1 台 に つ き	最大積載量0.35t以下又は最大 積載量の定めのない車両によ る搬入の場合	3,500円
		最大積載量0.35t～0.5t以下の 車両による搬入の場合	5,000円
		最大積載量0.5t～1.0t以下の 車両による搬入の場合	10,000円
		最大積載量1.0tを超える車両 による搬入の場合	10,000円に車両の最大 積載量が1.0tまでを 増すごとに10,000円を 加算した額

※今回の改定に伴い、重量区分の細分化(10kg単位)を導入し、ごみの排出量に応じた費用を負担していただくことにより、発生抑制、再資源化を図ります。

ごみの減量とリサイクルにご協力を

徳島市で発生するごみの約4割は事業系ごみです。限りある資源を大切に使い、かけがえのない環境を守るために、事業系ごみの減量とリサイクルの推進にご協力ください。また、ごみを減らし、リデュース、リユース、リサイクルといった、いわゆる3Rを進めていくことは、ごみ処理費用の削減といった直接的なメリットのほかに、環境問題に配慮した事業所として企業イメージの向上など様々なメリットがあります。皆様のご協力をお願いします。

スリーアール 3R

リデュース
Reduce

ごみを発生させない努力をする！

まずは、ごみを出さない、ごみにしないことが大切です。ごみとして捨てるものを徹底的に減らし、ごみの減量に努めましょう。

6ページへ

リユース
Reuse

物をくりかえし使う！

いらなくなってしまったものをごみとして捨てる前に、もう一度何かに使えないかを考えてみましょう。

7ページへ

リサイクル
Recycle

再び資源として利用する！

事業所から出るごみの中に、資源物は混ざっていませんか。集められた資源物は、新しいものを作るための原料として利用されています。

7～11ページへ

3Rによるメリット

イメージアップ

地球環境問題に大きな関心が集まっている今、ごみ減量やリサイクルを推進し、環境に配慮した事業活動は企業のイメージアップにつながります。



コストの軽減

ごみを処理するのはタダではありません。ごみとして排出していたものをリサイクルすることにより、ごみ処理費用の軽減が図られます。



活性化

ごみを出さない職場や製品づくりを目指すことで、従業員のごみに対する意識が高まり、製品の減量化や職場の効率化が図られます。



**事業所から出るごみは事業者の顔です。
環境に優しい事業所を目指しましょう！**

リデュース Reduce ～ごみを発生させない努力をする～

実践できているか、チェックしてみましょう！



過剰包装しない、させない

Check



詰め替え製品を使用する

Check



文房具類は大切に最後まで使い切る

Check



生ごみは水切りを十分に行う

Check



コピーは両面コピーにする

Check



使い捨て用品の使用をやめる
(紙コップ等)

Check

- パンフレットやチラシは必要とする量を把握し、最小限の作成とする。
- 備品等は、耐久性の高い長く使用できるものを選択する。
- 個人のごみ箱をなくし、安易にごみを出さないようにし、リサイクル可能なものをごみにしない。

Check

Check

Check

さらに効果を上げるためには、事業所全体で取り組むことも大切です。



表彰制度などを設ける

Check



従業員へ積極的にPR

Check



分別回収システムの確立

Check

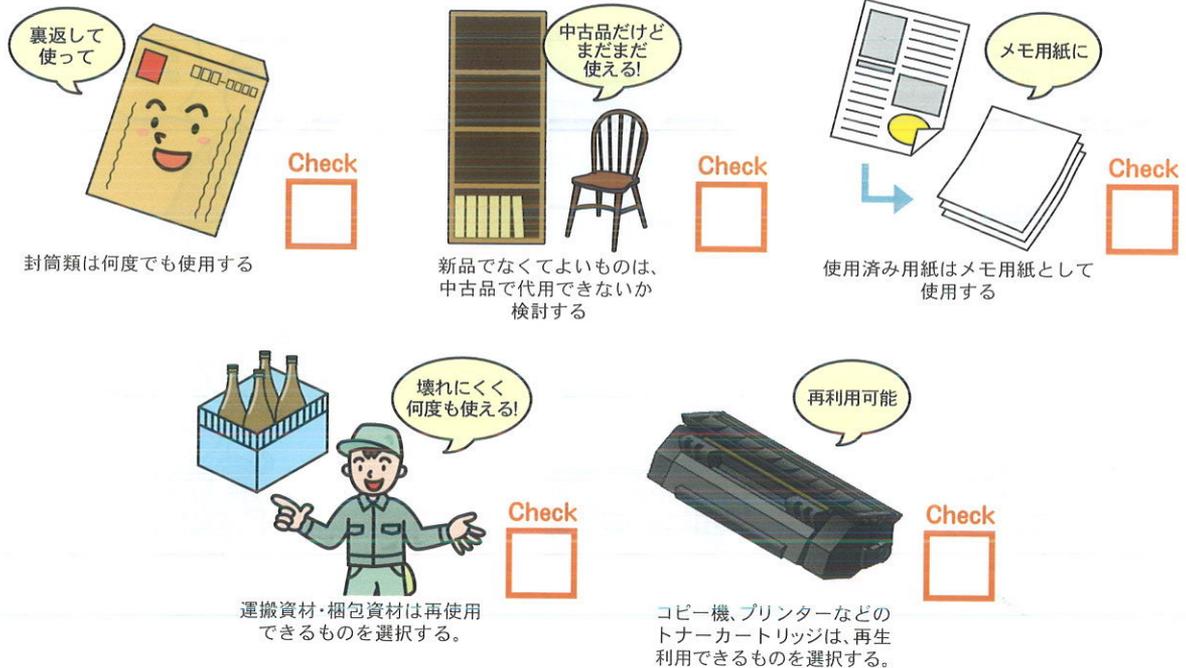


ごみの管理責任者を定める

Check

リユース Reuse ～物を繰り返し使う～

実践できているか、チェックしてみましょう！



リサイクル Recycle ～再び資源として利用する～

ごみの中には、資源としてリサイクルできるものがたくさんあります。事業所から発生するごみは、きちんと分別できていますか？燃やせるごみの中に、缶・びん・ペットボトル、新聞、雑誌などの資源物とごみが混ざっていると、適正なリサイクルができません。限りある資源を大切に、かけがえのない環境を守るためにリサイクルを推進しましょう。

実践できているか、チェックしてみましょう！

●紙ごみの分別を徹底し、資源化する。

紙ごみは、事業所から日常的に排出され、効果も大きく、取り組みやすい項目です。積極的に取り組みましょう。

⇒「紙ごみのリサイクル」詳しくは8～10ページをご覧ください。



●生ごみのリサイクルを図る。

飲食店からは、多くの生ごみが発生します。また、一般的な事業所でも、従業員の飲食により、生ごみが発生します。従業員、消費者の食べ残しを減らすなどの取り組みも重要ですが、生ごみをリサイクルすることも必要です。

⇒「生ごみのリサイクル」詳しくは11ページをご覧ください。



●剪定枝、刈り草をリサイクルする。

敷地内から発生する剪定枝、刈り草を、燃やせるごみとして、処理していませんか？徳島市内には、これらをリサイクルする業者があります。こういった業者を利用して、リサイクルに取り組みましょう。

⇒「剪定枝、刈り草のリサイクル」詳しくは11ページをご覧ください。

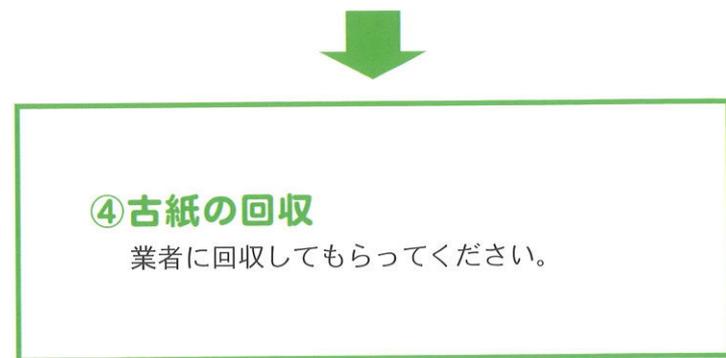
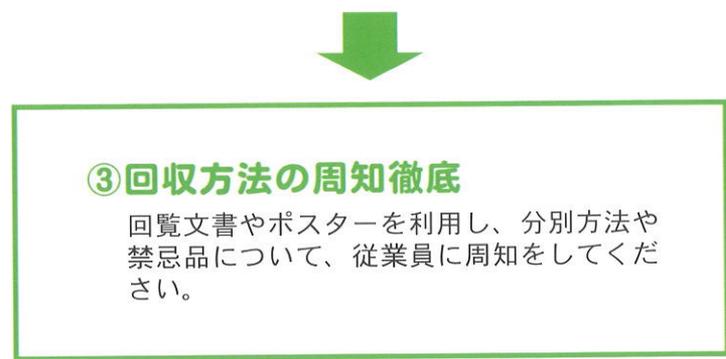
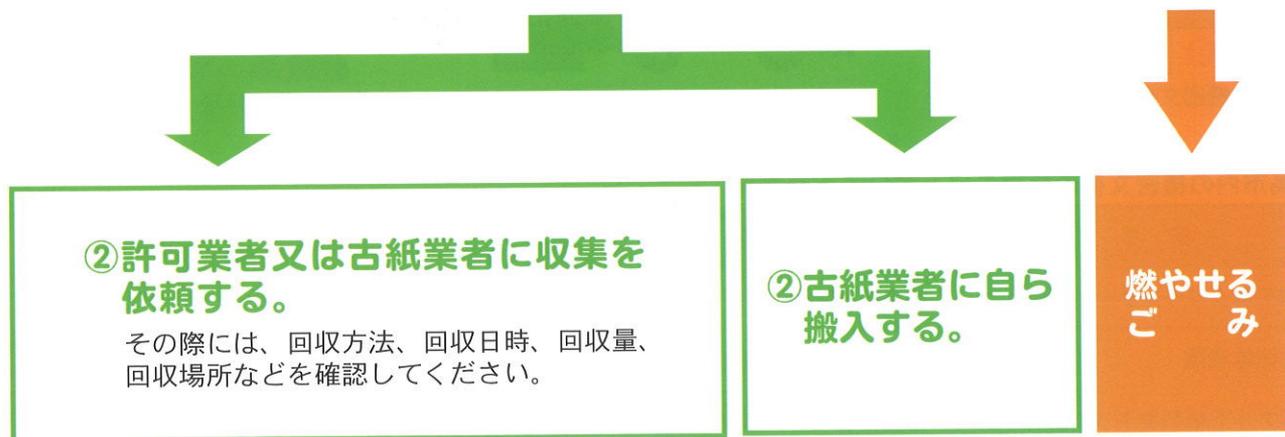
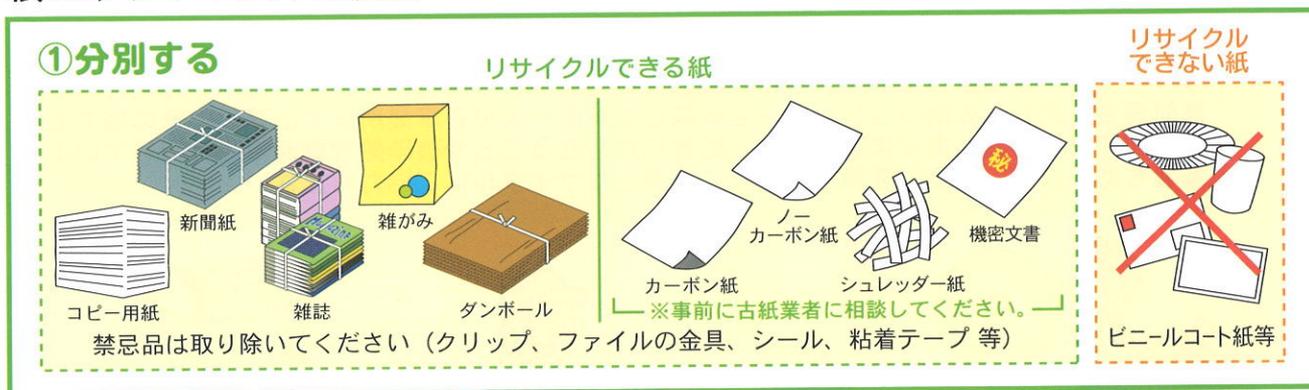


リサイクル Recycle ～紙ごみのリサイクル～

事業所や商店から排出されるごみのうち、大きな割合を占めているのが、コピー用紙や納入の時に使用されるダンボール等の紙ごみです。

少量であっても、古紙は貴重な資源です。古紙業者だけでなく、一般廃棄物収集運搬許可業者も古紙を回収できますので、紙ごみのリサイクルに皆様のご協力をお願いします。

紙ごみリサイクルの流れ



徳島市内の主な古紙業者 (50音順)

業者名	住所	電話番号
新平和製紙(有)	徳島市南田宮4丁目7-10	631-5613
(有)中野商店	徳島市佐古一番町13-15	622-2666
ナルト紙料(株)	徳島市春日1丁目4-5	632-0390
(株)フジゲン	徳島市東沖洲2丁目35	664-6666
(株)ヤングクリーン	徳島市東吉野町2丁目19	0120-56-4008

リサイクル Recycle ～紙ごみのリサイクルQ & A～

Q リサイクル可能な紙類を市の施設で焼却処分することはできますか？

A できません。徳島市では、再生可能な古紙類の焼却施設への搬入はお断りしています。

Q 外部への情報漏えいの懸念がある機密文書を処分したいのですが。

A 従前は、リサイクルすることが難しいとされていましたが、最近では重要機密を守りながら、リサイクルできるようになりました。機密文書を取り扱う業者の中には、段ボール箱ごと裁断処理をしたり、専用シュレッダーを搭載した車両により各事業所まで出張し、その場で裁断処理できる業者もあります。また、処理に立ち会うことや破碎処理証明書を発行している業者もあります。下記の要領で、ごみの減量とリサイクルにご協力ください。



①機密文書を箱に入れて



②専門業者に渡す



③箱ごと裁断処理（又は溶解処理）

※クリップ等の禁忌品は取り外してください。※処理の一例です。業者により異なります。

徳島市内の機密文書の処理を行っている主な業者

(50音順)

業者名	住所	電話番号	持込	収集	出張裁断	立会い	証明書
株三幸クリーンサービスセンター	徳島市東沖洲1丁目11	664-4848	○	○		○	○
有徳雄産業	徳島市国府町西矢野657	642-1861	○	○		○	○
ナルト紙料(株)	徳島市春日1丁目4-5	632-0390	○	○		○	○
日本通運(株)徳島支店	徳島市東沖洲1丁目20-2	664-0233		○		○	○
株フジゲン	徳島市東沖洲2丁目35	664-6666	○	○		○	○
株ヤングクリーン	徳島市東吉野町2丁目19	0120-56-4008	○	○	○	○	○

※業者により再生処理の方法や受入可能な紙種、また処理料金が異なります。詳しくは各業者にお問い合わせください。

自社でシュレッダー処理する場合の注意

シュレッダー処理した紙もリサイクル可能ですが、カット幅が小さすぎるとリサイクルできない場合がありますので、事前に回収業者に確認のうえ、なるべくリサイクルできるようにしてください。

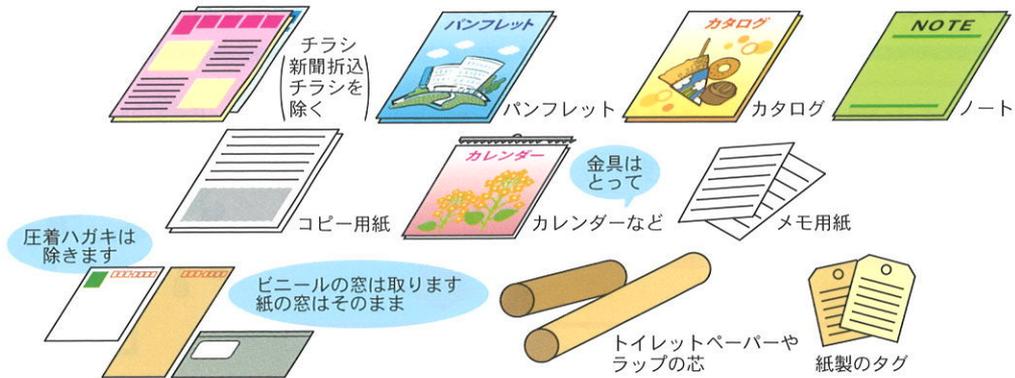
Q 発生する古紙が少量で、まとまった量になりません。また、保管するスペースもないため、燃やせるごみとして処分してもいいでしょうか。

A 少量であっても、古紙は、資源です。古紙業者だけでなく、一般廃棄物収集運搬許可業者も古紙を回収できますので、紙ごみのリサイクルに、皆様のご協力をお願いします。
また、小規模な事業者等の場合、近隣の事業者と共同で回収してもらうと効率よく回収することができます。これはオフィス町内会と呼ばれています。ビルに入居されている場合は、ビルの管理会社などに相談してみてください。



Q どのような紙類がリサイクルできるのですか。

A 雑誌や段ボール、コピー用紙ノートをはじめ、はがきや、トイレットペーパーの芯等もリサイクルできます。紙は、分ければ資源ですが、混ぜればごみになってしまいます。下の図を参考に、紙ごみのリサイクルに取り組みましょう。



Q リサイクルできない紙類とは、どのようなものですか。

A 紙製品にはリサイクルに適さない「禁忌品」と呼ばれるものがあります。これらが古紙に混ざっていると、リサイクル工場で、品質の低下や機械の故障の原因になります。「禁忌品」は、古紙に混ぜずに取り除いて、ごみとして処理をしてください。

一般的な禁忌品の例

「禁忌品」は古紙回収業者によって、一部異なりますので、詳しくは回収業者にお問い合わせください。

紙類	<p>粘着物の付いた封筒</p> <p>粘着物の部分を取り除けばリサイクル可</p>	<p>圧着はがき</p> <p>明細入りのはがきなど</p>	<p>防水加工された紙</p> <p>紙コップ・紙皿・カップ麺の容器など</p>	<p>写真</p>	
	<p>金・銀などが箔押しされた紙</p>	<p>合成紙</p> <p>屋外用ポスター</p>	<p>捺染紙</p> <p>アイロンプリント紙など</p>	<p>感熱性発泡紙</p> <p>点字印刷物などに使用。凹凸状になっている。</p>	
	<p>感熱紙</p> <p>レシートやファクシミリ用</p>	<p>裏カーボン紙・ノーカーボン紙</p> <p>複写式の納品伝票など</p>	<p>複合素材の紙</p> <p>ビニールコーティングされた会員カードなど</p>	<p>臭い(匂い)の付いた紙</p> <p>洗剤や線香の紙箱など</p>	
紙類以外	<p>粘着テープ類</p>	<p>輪ゴム・綴じ紐</p>	<p>ファイルの金具</p>	<p>金属クリップ類</p>	<p>フィルム類</p>
	<p>付録のDVDなど</p>	<p>セロハン</p>	<p>プラスチック製品</p>	<p>クリアファイル</p>	<p>布・革製のブックカバー</p> <p>※布や革製の本のカバーはリサイクルできないので、お気をください。</p>

※クリップ・ガチャ玉・付録のDVDなどの取り忘れが目立ちます。ご注意ください。
 ※個人情報の取り扱いにもご注意ください。

リサイクル Recycle ～生ごみ、剪定枝・刈り草のリサイクル～

生ごみのリサイクル

生ごみは、事業系ごみ全体の20%を占めており、紙ごみに次いで、リサイクルに取り組むことで、大きな効果を得ることができる項目です。ぜひ、生ごみの減量・リサイクルを始めてください。

①生ごみは水切りをしっかりと行ってください。

これだけでもごみの減量になります。



②リサイクル業者等に処理を依頼する。

②生ごみ処理機等を利用し、自己処理による減量やリサイクルをする。

! 飲食店等から出る廃食用油等は産業廃棄物となります。産業廃棄物の処理業者については、徳島県環境整備課 TEL.621-2269 までお問い合わせください。

食品リサイクル法

食品製造業、加工業、卸売業、小売業、飲食店などの食品関連事業者は食品廃棄物の発生抑制・再生利用・減量に努めることが義務づけられています。

食品リサイクル法に関する詳しいことは、下記までお問い合わせください。

農林水産省 中国四国農政局 徳島地域センター 食品産業担当 ☎622-6133

剪定枝・刈り草等のリサイクル

事業所の敷地内の植え込み等から発生する、剪定枝や刈り草、商品の梱包等に使用した木枠等について、堆肥化したり、チップにして製紙原料にリサイクルしている業者があります。ごみの減量化と資源の有効活用のため、ぜひご検討ください。



徳島市一般廃棄物再生利用業（剪定枝、刈草等再生活用）指定業者

(指定順)

業者名	所在地	電話番号	取り扱える品目		
			刈草	剪定枝	木枠等
バンドウクリエート(株)	徳島市入田町月ノ宮74-2	636-5277		○	○
公益社団法人シルバー人材センター	徳島市助任本町4丁目34	653-6262	○	○	
(有)佐々木エンジニア	徳島市一宮町紅葉山70-4	636-5550	○	○	○
(有)オーティ企画	徳島市八万町下福万128-53	668-2727	○	○	
(株)フジゲン	徳島市応神町古川日ノ上35	666-0806		○	○
(有)徳島興産	徳島市津田海岸町2番90	663-4467	○	○	○
旭鉱石(株)	徳島市飯谷町枇杷の久保13-4	645-0169	○	○	○
(株)三幸クリーンサービスセンター	徳島市東沖洲1丁目11	664-4848			○
(株)徳島機械センター	徳島市丈六町森ノ木9番地1	645-2470	○	○	○
(株)南翠園高橋	徳島市入田町安都真273番地	644-0410	○	○	○
日徳三善電機(有)	徳島市国府町矢野字祢そなし249番地1	642-6887		○	

処理料金や収集・持ち込み等詳しいことは各業者にお問い合わせください。

*徳島市一般廃棄物再生利用業指定業者とは、リサイクルが可能な一般廃棄物を再生利用する場合に限り、徳島市が指定したものです。この再生利用業の指定もしくは一般廃棄物処理業の許可業者以外の業者が一般廃棄物を取り扱うことはできません。

搬入場所と連絡先

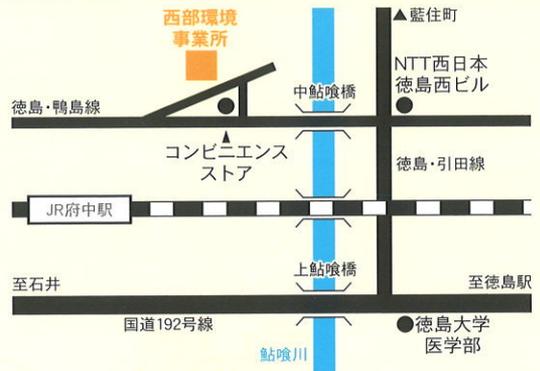
燃やせるごみ

持込時間：月～金 午前8時30分～午後4時
(祝日及び年末年始を除く)

東部環境事業所 施設課
徳島市論田町元開43-1 ☎621-5218



西部環境事業所 施設課
徳島市国府町北岩延字桑添18-1 ☎621-5410



缶・びん・ペットボトル、粗大ごみ

持込時間：月～金 午前8時30分～午後3時
(祝日及び年末年始を除く)

(株)三紅
徳島市飯谷町高良26-20 ☎645-2198



(株)三幸クリーンサービスセンター
徳島市丈六町山根30 ☎645-1966



このパンフレットについてのお問い合わせは
徳島市市民環境政策課 TEL.621-5217 FAX.621-5210



徳島市

発行・編集 徳島市 市民環境部 市民環境政策課
〒770-8571 徳島市幸町2丁目5番地 TEL.621-5217 FAX.624-5210
メールアドレス shiminkankyo_seisaku@city.tokushima.lg.jp